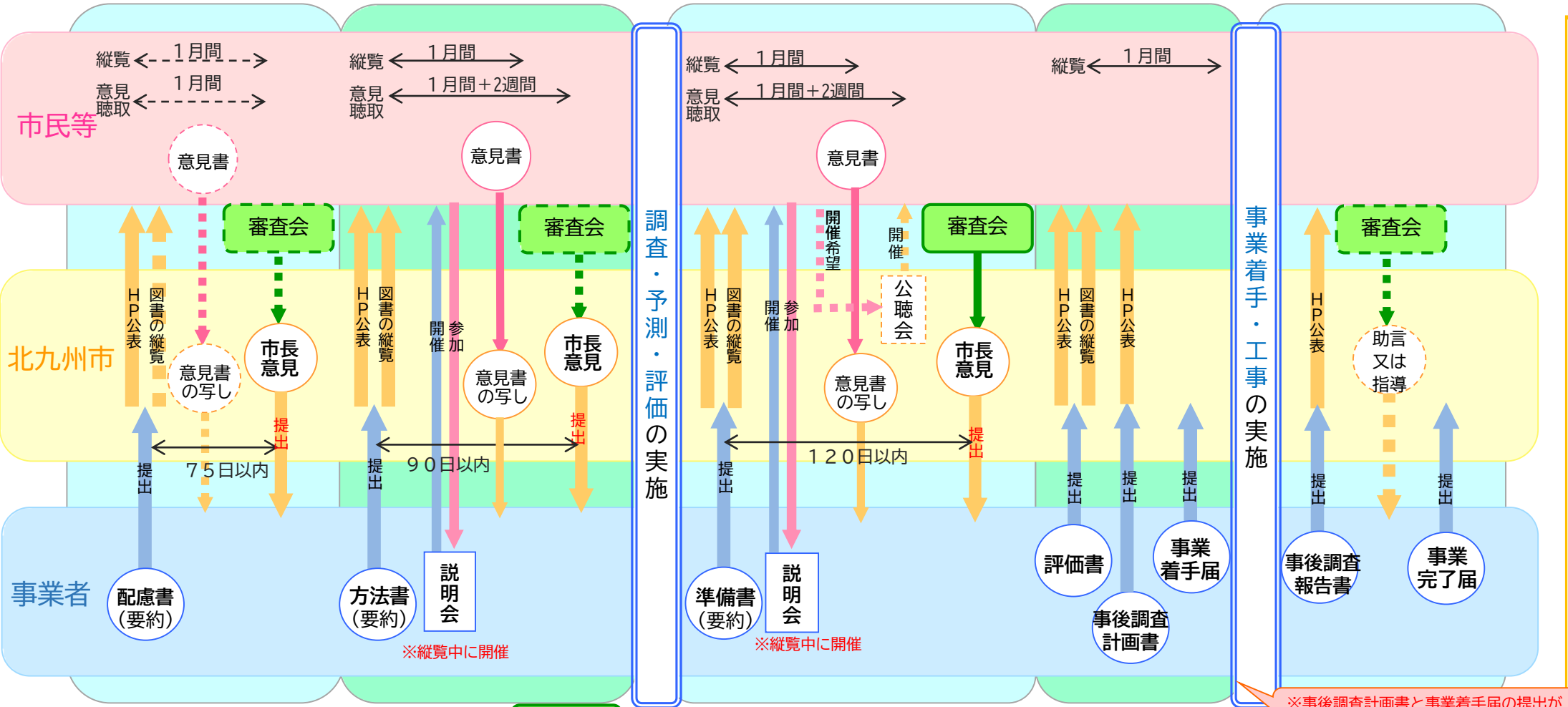
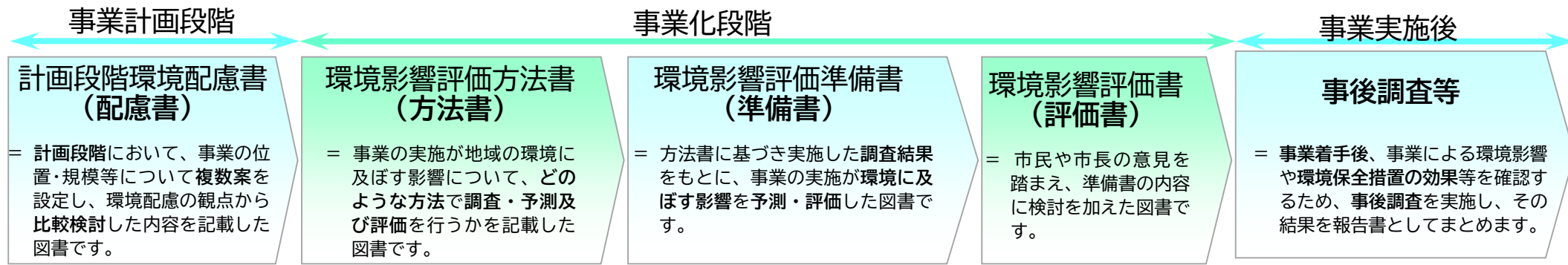


条例に基づく手続



環境影響評価の項目

生活環境

- **大気環境** (大気質、騒音、振動、悪臭)
- **水環境** (水質、底質、地下水)
- **土壌環境** (地形・地質、地盤、土壌)

自然環境

- **動物** ● **植物** ● **生態系**

人と自然との豊かな触れ合いの確保

- **景観**
- **人と自然との触れ合いの活動の場**

環境への負荷

- **廃棄物等**
- **温室効果ガス等**

その他

- **日照** ● **風害**
- **低周波音** ● **その他**

※点線で示す手続 = 必要に応じて行うもの。 審査会 = 北九州市環境影響評価審査会

※事後調査計画書と事業着手届の提出がなければ、事業着手はできません。

市民参加について

図書の縦覧

市は、事業者から配慮書などの環境影響評価図書の提出を受けるとその旨を公告し、区役所や文書館などで図書を縦覧します。縦覧期間中は、どなたでも自由に図書を閲覧できます。また、図書は、市ホームページでも公表します。

意見書の提出

意見提出期間中は、どなたでも、図書に対し、環境保全の見地からの意見を提出することができます。(※ただし、配慮書については、市長が必要と認める場合にのみ意見を受け付けます。)

説明会への参加

方法書及び準備書の縦覧期間中、事業者は、事業による環境影響が及ぶ恐れのある地域(関係地域)等において、図書の内容に関する説明会を開催することが条例で義務付けられています。地域住民は、この説明会に参加することができます。

公聴会の開催要望・参加

準備書の縦覧期間中、関係地域の市民は、市長に対して、公聴会の開催を要望することができます。市長は、要望があった場合、必要に応じて公聴会を開催します。公聴会では、事前に申し出た方で公述人に選定された方は、市に対して、口頭で環境保全の観点から意見を述べるすることができます。

北九州市環境影響評価審査会

環境アセスメントについての技術的な内容を客観的かつ科学的に審査するため、第三者機関として、専門的知識を持った学識経験者等から構成される北九州市環境影響評価審査会が設置されています。市長は、市長意見の形成に当たり、審査会の意見を聴くことができます。

